

# 第 19 回

## 岩手中部水道企業団議会定例会

### 会 議 録

令和 2 年 10 月 26 日 開 会

令和 2 年 10 月 26 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団



## 第19回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和2年10月26日 (月曜日) 午後3時30分

2 閉会 令和2年10月26日 (月曜日) 午後4時32分

### 3 議事日程

日時 令和2年10月26日 (月曜日) 午後3時30分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告  
について

第8 議案第5号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算  
の認定について

第9 議案第6号 令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(12名)

|     |    |     |     |    |      |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 1番  | 横田 | 忍君  | 2番  | 若柳 | 良明君  |
| 3番  | 菊池 | 勝君  | 4番  | 平野 | 明紀君  |
| 5番  | 櫻井 | 肇君  | 6番  | 本舘 | 憲一君  |
| 7番  | 藤原 | 伸君  | 8番  | 太田 | 洋市君  |
| 9番  | 浅沼 | 有朋君 | 10番 | 及川 | ひとみ君 |
| 11番 | 武田 | 勝君  | 12番 | 小原 | 享子君  |

### 6 欠席議員(なし)

### 7 会議録署名議員

|    |    |     |    |    |    |
|----|----|-----|----|----|----|
| 4番 | 平野 | 明紀君 | 5番 | 櫻井 | 肇君 |
|----|----|-----|----|----|----|

## 8 説明のため出席した者

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 企 業 長                        | 高 橋 敏 彦 君 |
| 副 企 業 長                      | 熊 谷 泉 君   |
| 〃                            | 及 川 義 明 君 |
| 監 査 委 員                      | 高 橋 守 君   |
| 〃                            | 萬 久 也 君   |
| 局 長                          | 佐 藤 三千代 君 |
| 技 監                          | 小田島 敏 之 君 |
| 総 務 課 長                      | 木 村 仁 君   |
| 経 営 企 画 課 長                  | 久保田 幸 喜 君 |
| 給 配 水 課 長                    | 小 原 良 朋 君 |
| 工 務 課 長                      | 林 崎 伸 師 君 |
| 浄 水 課 長                      | 八重樫 和 博 君 |
| 総 務 課 主 幹 兼<br>危 機 管 理 室 長   | 佐 藤 清 基 君 |
| 経 営 企 画 課 長 補 佐 兼<br>料 金 係 長 | 伊 藤 剛 志 君 |

## 9 構成市町出席者

|           |           |
|-----------|-----------|
| 北上市生活環境部長 | 阿 部 英 志 君 |
| 花巻市市民生活部長 | 布 臺 一 郎 君 |
| 紫波町建設部長   | 中 田 秀 男 君 |

## 10 職務のため議場に参加した職員

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 書 記<br>( 総 務 課 長 補 佐 ) | 平 賀 聡 樹 君 |
|------------------------|-----------|

午後 3時30分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第19回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 3時30分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

4番平野明紀議員、5番櫻井肇議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 業務報告

○議長（小原享子君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第19回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、業務報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

まず、4月に策定した新型コロナウイルス対策事業継続計画についてであります。その後、新たな知見や国の拡大防止対策の見直し、あるいは企業団の対策状況の進捗などを加味し、5月に改訂したところであります。

なお、7月末に県内で初めての感染者が確認されたことに伴い、この事業継続計画に基づき、企業団に新型コロナウイルス対策本部を設置し、県内における新型コロナウイルス患者の発生状況等に関する情報共有と、感染防止対策についてさらに徹底することを確認したところであります。

また、水道利用者への対応といたしましては、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応についての要請を受け、同感染症の影響により国の生活福祉資金貸付制度等の対象となる方や、収入が減少し水道料金等の支払いが困難な個人、企業からの申請をいただいた場合、支払期限を延長する措置を継続して実施しております。

次に、大規模災害に備えた石油類燃料の確保及び供給に関する協定を締結いたしましたので報告いたします。

この協定は、大規模な風水害、地震、停電、水道施設事故、その他の災害が発生した際に水道水の安定供給を図るため、水道施設及び給水車等の石油類燃料の優先確保及び安定供給を目的としたものであり、去る7月14日に岩手県石油商業協同組合北上支部と、また8月27日には同じく花巻支部とそれぞれ協定を締結したところであります。今後は、関係者間での連携をより強固なものとし、大規模災害時においても安定的に水道水を供給できるような体制の強化を図ってまいります。

次に、今年度の水道広域化促進事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、統廃合計画により必要な施設を整備する統合関連事業と、耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業の2事業から構成されております。本年度は、4月に6億7,510万円の補助金内示を受け、順次工事を発注しているところであります。9月末現在では、繰越分も含めて、統合関連事業は予定している18事業のうち13事業を発注済みであり、残り5事業についても準備が整い次第、発注を進めてまいります。

また、経年施設更新事業は、予定している48事業のうち37事業を発注済みであり、残り11事業についても準備が整い次第、発注を進めてまいります。今後の工事発注に当たりましては、工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（小原享子君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（挙手する者なし）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 現金出納検査の報告

○議長（小原享子君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課長補佐）（平賀聡樹君） 現金出納検査について報告をいたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和2年3月分から8月分、現金出納検査の結果について。検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（小原享子君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） ただいま、議長から一般質問の許可をいただきました10番及川ひとみです。

岩手県では、今のところ新型コロナウイルス感染が拡大することなく経過していますが、新型コロナウイルス感染症は倒産、閉業による雇用の喪失、家計の悪化、医療、介護、教育など全てに影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払いについて、次の3点についてお伺いいたします。

1つ目に、岩手中部水道企業団では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に水道料金などの支払期限の延長を行っています。緊急事態宣言が出されたときと現在では経済活動も変わってきていますが、水道料金の支払いの状況についてお伺いいたします。

2点目に、支払期限を延長した場合、分割払いなどの支払い方法に配慮が必要だと思いますが、どのような対応をしていますでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、冬に向かう中で新型コロナウイルス感染の拡大が懸念されています。支払期限の延長の継続についての考えをお伺いいたします。

以上3点、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 及川ひとみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い状況について申し上げます。

令和2年4月から9月末の現年度分の水道料金収入額及び収納率についてであります。収入額は約25億273万円であり、前年同期と比較して6,379万円の増、収納率は96.2%で0.9ポイントの増となっており、収入額及び収納率に係る新型コロナウイルス感染症の影響はなかったものと捉えております。

次に、支払期限を延長した場合の支払い方法について申し上げます。

まず、お客様から支払期限延長の申請があった場合、当該月の水道料金等について、1か月間支払期限の延長を行っており、10月23日現在における申請件数は84件となっております。この1か月が経過した後、さらに支払期限の延長を希望されるお客様につきましては、状況に応じて分割納付等の対応を行っているところであります。

次に、支払期限の延長措置の継続について申し上げます。

当企業団では、支払期限の延長措置について、当初から期限を設けていないところであり、新型コロナウイルス感染症の影響が終息するまでは継続してまいります。以上であります。

○議長（小原享子君） 10番及川議員。

○10番（及川ひとみ君） 10番及川です。

まず、今答弁をいただきましたけれども、収入の関係では影響がなかったということでございました。今、このコロナの終息が本当にいつどうなるのか分からない状況ですけれども、私が以前水道料金の納付について聞いたときに、個別の案件については企業団のほうでお聞きしてくださいとお客サービス担当の方に言われました。実際、この支払いがこの1か月また猶予ということで延長をお願いした場合、分割と言いましたけれども、それで滞ってまたさらに延長という方、長期にわたっている方は、どのような状況で何人いるかが分かりましたらば教えていただきたいと思います。

それから、この水道料金は企業団のホームページで供給のための命綱だというふうにかかれております。ということで、やはり支払っていただく、支払いやすい方法というのを考えていかなければならないと思いますけれども、困っているという状況などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 質問にお答えいたします。

最初の質問でございますが、長期の納付延長をされている方についてということでお伺いしましたけれども、お客様センターで申請をされた場合に、その内容を聞いて、コロナが原因であるというのであれば延長については再度延長しているところでございます。

また、延長をしたお客様がどの程度納付されているかといいますと、その延長されたお客様の中での収納率は91.3%ということでございますので、あまり今現在では長期にわたって納付されていないというお客様はいない状態でございますが、毎月のように窓口にお越しになられて申請されていくというお客様はおります。当然その中でも、先ほど答弁がありましたけれども、延長ですとか、あとは分割納付ですね、そういうことで軽減を図りながら納めやすいように対応しているところでございます。

あと、2つ目の支払いしやすい方法という納付方法の質問と承りましたが、納付方法につきましては、コロナ関連以前から、口座振替ですとかクレジット払いですとか、あとは窓口払いですか、コンビニ納付ですとかそういう多様な納付方法を提案しておりますので、今キャッシュレス時代でございましてP a y P a yですとかそういうのもございますが、そういう対応については今後またというところで今考えております。以上です。

○議長（小原享子君） 10番及川議員。

○10番（及川ひとみ君） 10番及川です。

お客様センターの相談なんですけれども、お客様センターで納付の延長を申し込んだときに個別の案件で企業団のほうに聞いてくださいというようなことがありましたけれども、延長の申込みの相談はお客様センターで、そういう個別の中身については企業団のほうで相談に乗っているということではよかったのでしょうか。ちょっと、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

申請の流れなんですけれども、お客様センターのほうにお越しいただくか、電話をしていただくかで、まずはお客様センターのほうで受付をいたします。その内容によって、一般的な方であればそのとおりそこで申請受付いたしますが、個別の理由はどのような理由だかちょっと分からないので何とも言えないんですけれども、さらに個別の案件、理由があるのであれば、お客様センターから我々のほうに相談があつて、それをお客様センターのほうに我々が回答をして、お客様センターからお客様に回答するというような流れをつくっているところでございます。

○議長（小原享子君） 10番及川議員。

○10番（及川ひとみ君） いずれ、相談に来た方が相談に乗ってもらいやすい体制を取ってもらいたいということで、今お聞きしたところでした。

それから、今、91.3%延長しても納付しているということをお聞きしましたがけれども、特別定額給付金の一律10万円の給付金が入って、それで水道料金を払えたという人がいて、若干途中新規申請が減ってきているということもお聞きしておりました。今、またさらに延長している方たちがまだいらっしゃるわけですがけれども、この家計が厳しい状況の中で、新聞報道にもありましたTKR東北工場の閉鎖ということで、年末に向けてやっぱり雇用が失われる。そうすると、また納付に困る方たちが出てくるのではないかなあというふうに思っております。

それで、先ほど、生活福祉資金を借りた方たちなども対象になっているということで、10月15日の数字を見てみましましたら、構成市町、北上、花巻、紫波町で594件の件数が県の生活福祉資金、総合支援資金と緊急小口資金を借りている状況です。ですので、今後さらにそういった状況で、支払いが水道料金だけではないので、ここに来るのではないかなというふうに非常に心配しております。

それで、この水道料金の減免などに関しては、企業団ではなくて各市町でやっているところもほかではありますけれども、いつまで影響が続くか不透明で、コロナが終息するまでは、先ほどこの納付の延長は続けていくということで非常にこれは助かることだなと思っておりますけれども、コロナが終息しても影響が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺のところで、終息が終わってもこのようなことを取り組んでいくというところをもしよければお聞かせいただきたいなと思います。コロナが終息するまでは継続していくのだというお話でしたけれども、終息してもこの影響というものは続くのではないかなということで、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、コロナ関連が終息した後、国が終息宣言を出すかどうか分かりませんが、そういう状態以降においても、コロナの影響があり納付困難な方というのは当然いらっしゃる和我々も考えておりますので、そういうお客様に対しても柔軟に対応していくことで考えてございます。

○議長（小原享子君） 10番及川議員。

○10番（及川ひとみ君） 10番及川です。

今、終息を迎えても継続していきたいという答弁をいただきまして、本当にお願ひしたいところなんですけれども、水道料金の減免については、企業団では漏水の関係で減免が多少ありますけれども、コロナに関するものはございませんので、町民、市民の生活の水道料金の部分については、この場で言っているのかどうか分かりませんが、各構成市町のほうで検討していただいて、そして命綱である水道料金に関しても何とか支払っていただけるように、そしてまた、相談事に親身になって乗っていただきたいということで、私の質問を以上で終わらせていただきます。

○議長（小原享子君） 以上で、10番及川ひとみ議員の質問を終結いたします。

---

#### 日程第6 報告第1号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（小原享子君） 日程第6、報告第1号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました報告第1号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1款資本的支出、第1項建設改良費のうち、片寄配水池小水力発電施設設置工事監理支援業務委託、横に3つ飛んでいただきまして、翌年度繰越額216万7,000円、次に、片寄配水池小水力発電施設設置工事4,016万5,000円、水道広域化促進事業12億3,564万5,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度に繰り越しましたので、同法同条第3項の規定により報告するものであります。

なお、片寄配水池小水力発電施設設置工事監理支援業務委託、片寄配水池小水力発電施設設置工事につきましては、来年1月の完了を予定しているところであります。また、水道広域化促進事業につきましては、未契約工事も含め、18件の工事を一括して繰り越したものでありますが、10月中に全て契約予定となっており、いずれの工事も年度内の完了を予定しております。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（小原享子君） 日程第7、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第8 議案第5号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（小原享子君） 日程第8、議案第5号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第5号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

決算書の1ページの事業報告書でございますが、令和元年度は、岩手中部水道企業団水道ビジョンにおける実施施策の着実な実現に向け、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道施設適正化事業及び更新事業を継続するとともに、有収率向上のための漏水調査等を実施し、効率的な事業運営の推進に努めました。

また、今年度は平成28年3月に策定した水道ビジョンの中間見直しに着手し、前期5年の実績による成果の検証、新規事業を含めた後期5年の事業内容の確認を行ったほか、災害等の非常時において迅速かつ的確に応急給水や応急復旧活動等を行うための施設の整備に向け、岩手中部水道企業団危機管理センター整備基本計画を策定しました。

今後も安全、強靱、持続の3つの観点から、水道ビジョンに掲げる地域と未来をつなぐ岩手

中部の水道の基本理念の下、水道事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は9万2,392件で、前年度に比較して1,001件、率にして1.1%の増、給水人口は21万1,772人で、前年度に比較して542人、率にして0.3%の減となっております。

また、総配水量は、前年度に比較して1.0%の増、有収水量は0.3%の増となり、有収率は85.4%で、前年度に比較して0.6ポイントの減となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として水分水源取水導水施設更新工事設計を行ったほか、大迫中央浄水場非常用自家発電室等建築工事などを施工しております。

また、配水及び給水施設整備事業として、折居橋水管橋等布設替工事及び矢沢・高木配水池系連絡管新設工事のほか、水路改修や道路改良等に伴う配水管移設工事、消火栓新設工事等を施工しております。

水道広域化促進事業では、統合関連事業として、岩手中部浄水場沈殿池設備更新工事、古館水管橋架設工事、大明神浄水場整備に係る築造及びプラント電気機械設備工事等を施工したほか、経年施設更新事業として、耐用年数を経過した機器や制御盤等の更新工事、老朽管の更新工事を施工しております。さらに、営業設備費として、水銀測定装置等の水質検査機器のほか、業務用車両、事務用ノートパソコン・サーバー等の業務に必要な機器・設備の更新を行っております。

次に、漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査、流量測定調査及び戸別調査を実施し、225件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところがあります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、配水管移設工事等の増加による受託工事収益の増、加入金、給水収益の増等により、事業収入が60億6,890万3,068円となりました。また、事業費用は配水及び給水費が減となりましたが、受託工事費、減価償却費、資産減耗費等の増により53億8,865万924円となり、その結果、当年度の純利益は6億8,025万2,144円となりました。

資本的収支は、国庫補助金が増となりましたが、企業債、出資金等の減により収入総額が31億2,006万3,755円となりました。また、支出総額は、国庫補助金の増に伴い建設改良費が増したことなどにより66億5,605万4,465円となり、その結果、収支差引不足額は35億3,599万710円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3 ページの(2)の議会議決事項は、議決、認定賜りました12件を記載しております。

(3)行政官庁認可事項から4 ページの(5)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたしまして、5 ページ、2. 工事につきましては、8 ページまで1 件1,000万円以上の建設改良工事79件を記載しております。

以下、9 ページの3. 業務から12ページの4. 会計までに記載しております内容は、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります、16ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1 款水道事業収益は、決算額が65億2,539万2,726円で、予算額63億756万8,000円に対して、2 億1,782万4,726円の増となっております。

支出の第1 款水道事業費は、決算額55億3,882万890円で、予算額60億9,785万8,000円に対して、5 億5,903万7,110円の不用額となっております。

詳細につきましては、28ページから34ページに内容を記載しております。

18ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1 款資本的収入は、決算額31億2,006万3,755円で、前年度からの繰越しを加えた予算額43億4,561万7,000円に対して、12億2,555万3,245円の減となっております。

支出の第1 款資本的支出は、決算額66億5,605万4,465円で、前年度からの繰越しを加えた予算額81億7,275万9,000円に対して、次年度への繰越額12億7,797万7,000円を除いて2 億3,872万7,535円の不用額となっております。

詳細につきましては、35ページから37ページに内容を記載しております。

次に、21ページの損益計算書であります、当年度純利益は6 億8,025万2,144円となっております。

次に、22ページの剰余金計算書であります、資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります、当年度末処分利益剰余金6 億8,025万2,144円全額を議会の議決による処分とし、減債積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2 項の規定により議決を求めるものであります。

24ページからは貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、38ページ、39ページには固定資産明細書、40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これらについては説明を省略させていただきます。

以上、令和元年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定と併せまして、よろしく御審議の上、原案のとおり議決及び認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） 続きまして、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第7. 審査の結果までとし、第8. 審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課長補佐）（平賀聡樹君） お手元に配付しております決算審査意見書の1ページをお開き願います。

令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1. 審査の種類。

令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算に係る決算審査。

第2. 審査の対象。

令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類（以下「決算書類等」という。）

第3. 審査の着眼点。

1. 事業の運営が当初の目的に対して、計画どおり進んでいるか。
2. 決算書類等が、証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。
3. 事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
4. 会計事務が適法な手続によって処理されているか。
5. 予算の執行は、適正に行われているか。

第4. 審査の主な実施内容。

諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

第5. 審査の実施場所。

花巻市交流会館 第2または第4会議室。

第6. 審査の日程。

令和2年6月29日、7月27日、8月26日及び9月30日。

第7. 審査の結果。

1. 決算書類等は法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。
  2. 決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。
  3. 事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。
  4. 予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。
- 以上であります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。4番平野議員。

○4番（平野明紀君） それでは、決算4点について伺います。

まず、決算書の1ページですけれども、有収率85.4%で前年比0.6ポイント減というふうなことで非常に残念な結果だったというふうに思います。

次の2ページのところを見ますと、最初の漏水対策の状況ということで225件の漏水箇所を発見しというふうなことでありまして、これは前年比で100件少ない件数になっているというふうなことです。なお、先ほどの監査報告の2ページのところを見ますと、下から2行目のところ、有収率が下がった主な要因は、漏水箇所の特定に時間を要したことなどにより漏水量が増えたためというふうなことで記載をされております。

これらのことから、昨年度の行った漏水調査、業務委託により行われていると思います。決算額を見ますと、30年度比で5,000万ほど下がっている額での契約のようですけれども、この調査が適切に行われたものなのか、その辺の課題のところをどう整理をされているのかというようなことをお尋ねしたいというふうに思います。

なお、各市町ごとの有収率も分かりましたら教えてくださいと思います。

2点目ですけれども、4ページのところ、決算書の4ページに職員に関する事項ということで記載をされております。

30年度は2名欠員ということだったのが、定数どおりの元年度72人の配置だったということで記載をされておりますが、たしか昨年度の決算の際にも時間外が多いという状況について、職員数が確保されれば解消される方向だというふうなことでお聞きをしておりました。ただ、この後全協でまた説明があるだろうと思いますけれども、水道ビジョンの中の業務指標（KPI）のところを見ますと、1人当たりの時間外労働の最大の時間数が30年度が54.8時間だったのが58.5時間に増えているというふうなことでありますけれども、この時間外の状況について年間のトータルですね、前年の全体での時間数、あと1人当たりの最高の時間数を教えていた

だきたいというふうに思います。

3点目ですけれども、10ページのところですね、10ページの(3)事業費に関する事項のうち3行目の共用施設管理費、これが前年比で2,600万円余り、29%増となっているというふうなことであります。

決算書の31ページを見ますと、その内訳がここに書かれているわけですが、19節の修繕費のところが前年比2,500万増えているというふうなことですけれども、先ほど1,000万以上の工事これだけありましたよということで局長のほうから説明がありましたけれども、この共用施設の管理費において修繕費が大きく増えたのはなぜか、その内容についてちょっと教えていただきたいというふうに思います。

最後、4点目ですけれども、14ページです。

一番上のところ、委託のところに各業務委託の契約額、業者名について記載がされておりますけれども、契約の年月日が令和元年度の契約が更新された業務、6行目からですかね、水道料金等徴収業務委託以降、ここから下の部分ですけれども、これまでの契約よりも大幅に契約額が上がっているというふうに思います。例えば北上川浄水場の夜間及び休日運転業務委託ですと38%余り上がっている。あとは、岩手中部浄水場の運転管理業務委託だと21%、これまでの契約よりも上がっているというふうに見えるんですけれども、この辺、何か人件費が高騰しているとか、様々な社会的要因ということはあるんだろうというふうに思いますけれども、消費税も上がったとか、ちょっと額として上昇幅が大きいのかなあというふうに思いますけれども、何か原因があったのかをお尋ねしたいと思います。以上、4点です。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） ただいま質問がありました有収率について説明させていただきます。

有収率の各地域の状況ですが、全体では85.4%でしたが、北上市で90.1%、花巻市で81.7%、紫波町で83.5%です。前年度対比にしては、おのおのでいくと北上市で1.1%の減、花巻市で1.4%の減、紫波町では2.8%の増になっております。

漏水調査の額につきましては、調査内容については前年度と同じ内容で発注はしたわけですが、入札に伴う請負率が下がったことによって差が生じております。

あと、漏水状況につきましては、低下した理由の一つとしては、漏水箇所の発見件数が全体で225件と平成30年度の301件に比べ76件の減になっております。あわせて、配水管の老朽化が起因する突発的な多量漏水というんですか、これが11件と平成30年度の3件に比べて8件多か

ったのも起因があります。

見つけにくかったというのは、漏水箇所が山際の途中とかにありまして、毎日配水量で漏水区域は量が多かったというので確認はしているんですが、その箇所を見つけるのに約3.5か月かかって、そういったものが積み重なってちょっと有収率が減となっております。

今後の対策としては、老朽化による配水管及び漏水管の修繕箇所では、同一管路の復元漏水が発生して漏水多発傾向にあるため、計画的に老朽管更新等を行っていくということと、重点的に漏水多発管路の漏水調査を実施して、漏水箇所の早期発見・早期修繕に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 総務課長の木村でございます。

私からは、時間外の状況について御説明をしたいと思います。

平成30年度に比べまして令和元年度、確かに時間外はトータルで900時間ほど増加しております。この原因でございますが、まず給水装置工事の審査件数、これが前年に比べて1.5倍、北上市北工業団地に進出したキオクシア関連であったり、申込人の件数が増えたことによる審査件数の増がございました。そのほかに途中退職者、あるいは育児休業等に入った職員がおりましたが、その分の職員については、非常勤職員や臨時職員を含めて、補充をせずに正職員で対応したということもありますので、その分の時間外が増えたものと考えております。以上です。

○議長（小原享子君） 浄水課長。

○浄水課長（八重樫和博君） 私のほうからは、共用施設管理費と浄水場の運転管理業務費が増加した理由について御説明したいと思います。

共用施設管理費の29.4%増加した理由でございますが、令和元年度事業で脱水機のろ布交換工事、それから管理棟の屋上防水修繕工事などがありまして29.4%増加したものでございます。なお、脱水機のろ布交換工事におきましては、2年に1回の更新となっております。

それから、浄水場の運転管理業務委託費が増加した理由ですが、4点理由がございます。

1つは、技能員などの労務単価の値上がりによる設計価格が増加したものでございます。労務単価が上がったことによりまして、それに係る諸経費も上がりましたので設計価格が上昇したものでございます。

それから2つ目として、今まで単年度発注、別発注しておりました石鳥谷地区配水施設の運転管理業務委託ですが、高円万寺浄水場の運転管理業務委託に含めまして一括発注したため、

設計金額が増加したものでございます。

3点目の理由としましては、消費税・地方消費税が8%から10%になったことが要因でございます。

4点目の要因ですが、請負率が前回平成29年度に比べて上がったものもございまして、契約額が増えた理由と捉えております。以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野議員。

○4番（平野明紀君） 有収率の関係ですけれども、ちょっと先ほどの説明の中で、配水管の漏水箇所が多かったというのが原因として大きいのかなあというふうにお聞きをいたしましたけれども、委託をしている業者、何か前の年までとは違うところに発注になったというふうにちらっとお聞きしましたけれども、それは技術的な問題などはなかったのか。また、例えば今年度の契約事務に当たって、前年度の実績評価などはどのように加味などされているものなのかをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

あと、先ほどの時間外、増えた原因説明がありましたけれども、やはりちょっと業務体制がどうなのかなというふうなことを。今後、広域化の工事などが減っていく見通しだということで、昨年度、一般質問した際にも答弁いただいておりますけれども、先ほどの災害対応というふうなことなどを考えてもちょっと大丈夫なのかなあというふうなところで。

また、質問した中で1点漏れがあったのが、1人当たりの時間外、一番多い人ではどれぐらいあったかということの答弁がなかったかというふうに思いますけれども、今後のそうした体制について、こうして解消していくための課題などは考えていないのかをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 漏水調査の業者が替わって、やっぱり替わった地区におきましては場所の土地勘がないものですから、どうしても調査に入る段階で遅れてしまって、実際には漏水調査による発見率の低い状態であります。

それを踏まえて、来年度からプロポーザルによる業務委託3か年を要望して、今現在ですがプロポーザルは5社応募がありまして、11月12日にプレゼンテーションで業者を決定する予定になっております。以上です。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 時間外の件でお答えいたします。

先ほど答弁漏れがございました。失礼いたしました。

令和元年度の個人の最大の時間数でございますが、年間で575時間というふうになっております。これは、通常の時間外と合わせまして、突発的な漏水対応とか、そういった休日・夜間の時間数も含むものでございます。

課題ということでございますが、そもそも課による偏りとか係ごとの偏りとかそういったものが見られますので、危機管理センターの整備と併せて組織の改編も検討してございます。その中で、解消できるように今後頑張っていきたいと考えております。以上です。

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第9 議案第6号 令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小原享子君） 日程第9、議案第6号、令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第6号、令和2年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、業務の予定量であります。4) 主要な建設改良事業のうち、水道広域化促進事業の既決予定量に9億3,286万5,000円を増額し、34億5,166万9,000円に補正するものであります。

次に、予算第3条の資本的収入及び支出であります。詳細は7ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧ください。

資本的収入につきましては、既決予定額に7億3,972万8,000円を増額し、予算額を31億2,483万7,000円とするものであります。内容につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の増見込みにより、建設改良等企業債、国庫補助金の増額について、それぞれ補正するものであ

ります。

次に、資本的支出につきましては、既決予定額に 9 億 3,286 万 5,000 円を増額し、予算額を 56 億 6,539 万 8,000 円とするものであります。内容につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の増見込みに伴う工事請負費の増額について補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 25 億 4,056 万 1,000 円となりますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 億 5,559 万 1,000 円と過年度分損益勘定留保資金 22 億 8,497 万円で補填するものであります。

予算第 4 条の企業債であります、配水整備及び浄水設備事業に係る限度額 10 億 180 万円を 14 億 5,220 万円に増額するものであります。

以上、令和 2 年度補正予算（第 1 号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 6 号、令和 2 年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小原享子君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第 19 回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 32 分 閉会

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会議員 平 野 明 紀

岩手中部水道企業団議会議員 櫻 井 肇



